

第10次北海道交通安全計画（素案）の特徴

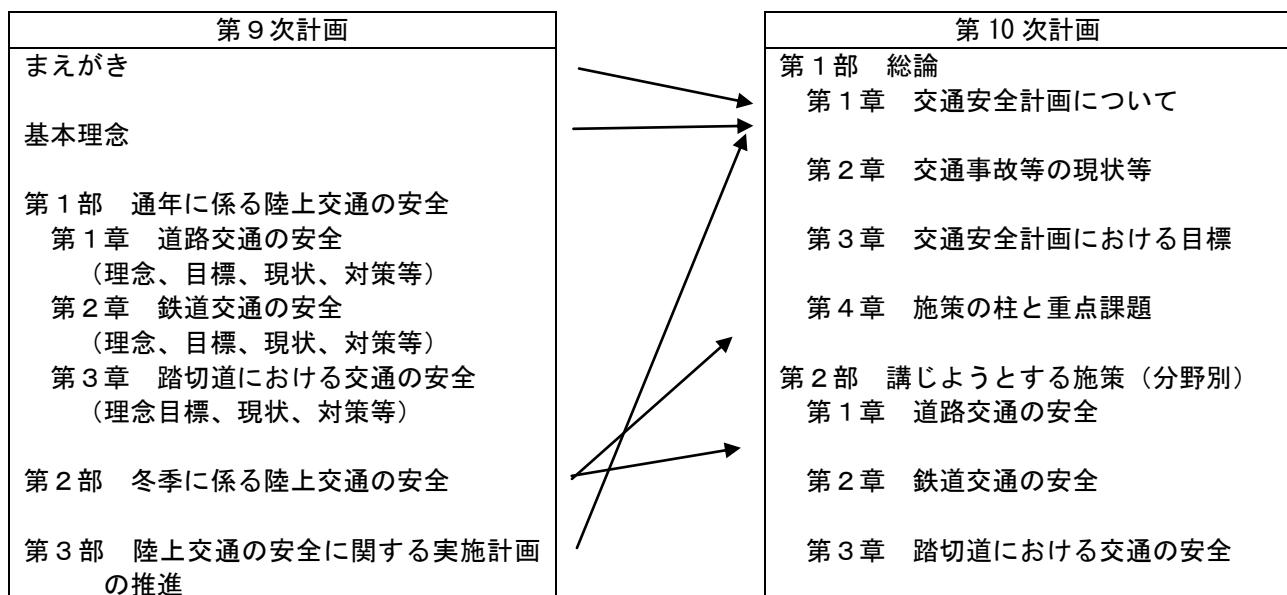
1 作成の基本的な考え方（これまでの計画と同じ）

都道府県の交通安全計画は、交通安全対策基本法により、国の基本計画を基本に作成することとなっているため、素案の内容は、第10次交通安全基本計画（中間案）を元に、国の各省庁における制度検討や北海道の情勢と異なる部分を省略した上で、北海道の特徴的な情勢や、道内の交通事故の発生状況を踏まえた独自の施策などを追加して記載する。

2 より分かりやすい構成

計画の位置付けや推進の考え方などについては、第1部の総論として整理し、道路、鉄道、踏切の分野別に講じようとする施策について第2部と、大きく2部構成とする。

第9次計画では、第2部が「冬季に係る陸上交通の安全」、第3部が「陸上交通の安全に関する実施計画の推進」となっていたが、第10次計画ではこれらの内容を「総論」と「講じようとする施策」に分け、それぞれ該当する項目に記載する。



3 重点課題の記載（素案12~16頁）

関係機関・団体における課題の共有と、道民に向けた分かりやすい情報発信のため、北海道の情勢等を踏まえ特に留意すべき事項について、「重点課題」とし、問題点や施策の考え方を記載する。

4 計画に係る付属資料の掲載（計画決定後に掲載）

- ・計画素案に対する道民意見の概要
- ・対策会議委員名簿、検討経過
- ・所管機関担当部署一覧

5 講じようとする施策の主な変更点

項目	素案頁	新たな記載内容	備考
第1章 道路交通の安全 1 道路交通環境の整備 (9) 高度道路交通システムの活用 ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 エ ETC2.0の展開	25	<ul style="list-style-type: none"> 信号の情報に基づいて運転を支援するシステムの整備や、ETC2.0の普及に対応した情報提供サービスなど 	国の計画を反映
(10) 交通需要マネジメントの推進 イ 公共交通機関利用の促進	26	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車から公共交通機関への転換とともに、日常生活に欠かせない公共交通機関の維持・確保など 	国の計画を参考に、道内情勢を反映
2 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ウ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 カ 自転車の安全利用の推進	31 36 37	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転の根絶に関する条例に規定された小中高生に対する飲酒運転に関する教育や指導の実施 飲酒運転の根絶に関する条例に規定された事業者の責務等について、自主的な取組の働きかけや、指導・助言 スマートフォン、イヤホン等を使用しながらの乗車の危険性、損害賠償責任保険等への加入加速化、自転車運転者講習制度による危険な違反行為を繰り返す者への教育 	道条例(27.12施行)の反映 " 国の計画を反映
3 安全運転の確保 (1) 運転者教育等の充実 ウ アルコール健康障害を有する者等への対応 オ 高齢運転者対策の充実 (エ) 高齢者支援施策の推進 (4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進 イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ウ 飲酒運転の根絶	40 41 43 43	<ul style="list-style-type: none"> 「飲酒運転の根絶に関する条例」に規定されたアルコール健康障害を有する者やその家族等に対する相談支援等 高齢者が運転免許を返納しやすい環境の整備として、持続可能な地域公共交通網の形成 外国人観光客の増加等に対応する空港等のバス発着場を中心とした街頭検査を実施など 事業者や運行管理者に対し、点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの確認を徹底することなどの指導 	" " " "

項目	素案頁	新たな記載内容	備考
キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進	44	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底など 	国の計画を反映
5 道路交通秩序の維持 (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	49	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故事件等の初動捜査の段階から、自動車運転死傷処罰法による危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底 	〃
第2章 鉄道交通の安全 3 鉄道の安全な運行の確保 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施	58	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行い、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守 	〃